

# 規制対象事項チェックリスト

## 122 移動式クレーン

1. 移動式クレーンを設置しようとする際、つり上げ荷重が 3 トン以上であるときは、移動式クレーン設置報告書にその移動式クレーン明細書および移動式クレーン検査証を添えて所轄労働基準監督署長に提出している。
2. 移動式クレーン検査証の有効期間後も当該移動式クレーンを使用とするときは、労働基準監督署長または厚生労働大臣の指定した性能検査代行機関の行う性能検査に合格し、有効期間の更新を受けている。
3. つり上げ荷重が 0.5 トン以上の移動式クレーンを使用して作業を行う場合、移動式クレーン等構造規格に適合している。
4. つり上げ荷重が 0.5 トン以上の移動式クレーンを使用して作業を行う場合、つり上げ装置および起伏装置に巻過ぎを防止するための装置を備えなければならない移動式クレーンについて、フック等の上面とドラム、シーブ等の間隔は直動式のものにあっては、0.05 メートル、それ以外のものにあっては、0.25 メートルの間隔で停止するように調整している。
5. つり上げ荷重が 0.5 トン以上の移動式クレーンを使用して作業を行う場合、ケーブルクレーンのように巻過ぎを防止する装置が取り付けられていない移動式クレーンについては、巻上げ用ワイヤロープに標識を取り付ける等の措置をとっている。
6. つり上げ荷重が 0.5 トン以上の移動式クレーンを使用して作業を行う場合、水圧または油圧を動力とする移動式クレーンについては、定格荷重以下で作用するように安全弁を調整している。
7. 作業に掛かる場所の広さ、地形および地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類および能力等を考慮して、作業の方法等を決定している。
8. 移動式クレーンのフックにはすべて外れ止め装置が取り付けられているので、必ず外れ止め装置を使用している。
9. つり上げ荷重が 5 トン以上の移動式クレーンの運転について、移動式クレーン運転士免許を受けた人が運転している。
10. 小型移動式クレーン（つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーン）の運転については、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者が使用している。
11. つり上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンは、労働安全衛生法 59 条 3 項に基づく特別の教育を受けたものが運転している。

12. 定格荷重を超える荷重をかけて使用していない。
13. 明細書に記載されている傾斜角の範囲を超えて使用していない。
14. 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、運転者および玉掛者が当該クレーンの定格荷重を常時知ることができる表示等をしている。
15. 転倒を防止する措置を講じている（地盤が軟弱等の場所での作業の禁止、鉄板等の上に設置する場合のアウトリガーは、移動式クレーンが転倒しない位置にする、アウトリガー、クローラは、原則として最大限に張り出していること）。
16. 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、一定の合図を定め、合図を行うものを決めて、その者に合図を行わせている。
17. 移動式クレーンにより、労働者を運搬したり、つり上げて作業をさせている（ただし、安全な作業の遂行上必要な場合に限り専用の搭乗設備を設けた場合に限り労働者を乗せることができる）。
18. 移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所およびつり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせていない。
19. 強風のため、移動式クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止にしている。
20. 作業を中止した場合であって移動式クレーンが転倒するおそれのあるときは、ジブの位置を固定させる等により移動式クレーンの転倒による労働者の危険を防止するための措置を講じている。
21. 荷をつったままで、運転者は運転位置から離れていない。
22. 移動式クレーンのジブの組み立てまたは解体作業を行うときは、作業指揮者を選任し、その者の指揮のもとに作業を実施している。
23. 移動式クレーンのジブの組立てまたは解体の作業を行う区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示している。
24. 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるとき、当該作業に労働者を従事させていない。
25. つり上げ荷重が0.5トン以上の移動式クレーンを設置した後1年以内ごとに1回、1カ月以内ごとに1回、定期的に自主検査を行い、その結果を記録し3年間保存している。
26. その日の作業を開始する前に点検している。
27. 定期自主検査、点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修している。